

## ○氷見市総合計画審議会条例

昭和 44 年 3 月 24 日

条例第 6 号

(設置)

第 1 条 氷見市の施策の総合的かつ基本的な計画に関し市長の諮問に応じて必要な事項を調査審議するため、氷見市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 審議会は、委員 30 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者について、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係諸団体の役職員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員のうちその職によつて委嘱された委員が当該職を離れたときは、委員の職を失うものとする。

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によつて定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 会長は、審議会を招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ議事を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員及び調査員)

第 6 条 専門の事項を調査審議させるため、審議会に専門委員及び調査員を置くことができる。

2 専門委員は、関係諸団体の役職員、学識経験を有する者等のうちから市長が委嘱する。

3 調査員は、市の職員のうちから市長が任命する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画広報室において処理する。

(細則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 氷見市建設審議会条例（昭和37年氷見市条例第19号）は、廃止する。

附 則（昭和47年10月条例第29号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和47年12月1日から施行する。

附 則（昭和52年3月条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年6月条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年3月条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年3月条例第1号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年3月条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成18年12月条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。